

中之条町  
新型インフルエンザ等対策  
行動計画

平成27年2月

# 目 次

はじめに	1
I 総論	
1 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	
（1）新型インフルエンザ等対策の目的	2
（2）新型インフルエンザ等対策の基本的考え方及び戦略	3
（3）新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	
（1）新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	5
（2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	6
3 対策推進のための役割分担	
（1）国の役割	6
（2）地方公共団体（町）の役割	7
（3）医療機関の役割	7
（4）指定（地方）公共機関の役割	7
（5）登録事業者の役割	7
（6）一般事業者の役割	7
（7）住民の役割	8
4 行動計画の主要6項目	
（1）対策を実施するための体制	8
（2）情報収集と情報提供	8
（3）まん延の防止に関する措置	9
（4）予防接種の実施	9
① 特定接種	9
② 住民接種	10
（5）医療	11
（6）住民の生活及び地域経済の安定の確保	11
II 各論	
1 対策を実施するための体制	
（1）未発生期	13
（2）海外発生期	13
（3）国内発生期早期（県内未発生期）	13
（4）県内発生早期～県内感染期	13
（5）小康期	13
2 情報収集と情報提供	
（1）未発生期	13
（2）海外発生期	14
（3）国内発生早期（県内未発生期）～県内感染期	14
（4）小康期	14
3 まん延の防止に関する措置	
（1）未発生期	15

(2) 海外発生期	15
(3) 国内発生早期（県内未発生期）	15
(4) 県内発生早期	15
(5) 県内感染期	15
(6) 小康期	16
4 予防接種の実施	
(1) 未発生期	16
(2) 海外発生期	16
(3) 国内発生早期（県内未発生期）	17
(4) 県内発生早期～県内感染期	17
(5) 小康期	17
5 医療	
(1) 未発生期	17
(2) 海外発生期	17
(3) 国内発生早期（県内未発生期）～県内感染期	17
(4) 小康期	18
6 住民の生活及び地域経済の安定の確保	
6－1 業務継続	
(1) 未発生期	18
(2) 海外発生期	18
(3) 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期	18
(4) 県内感染期	18
(5) 小康期	19
6－2 要援護者への生活支援等	
(1) 未発生期	19
(2) 海外発生期	19
(3) 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期	19
(4) 県内感染期	19
(5) 小康期	20
6－3 埋火葬の円滑な実施	
(1) 未発生期	20
(2) 海外発生期	20
(3) 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期	20
(4) 県内感染期	20
(5) 小康期	21

用語解説	22
------	----

別表1：新型インフルエンザ等対策の組織体制表

別表2：政府行動計画における特定接種の考え方及び接種対象業種と接種順位表

# はじめに（策定の背景）

## 新型インフルエンザとは

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である**新感染症**の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合、交通手段の発達した現代では非常に短期間で世界的大流行となる可能性が高いことを踏まえると、発生前の段階から対策を推進し、国家の危機管理として対応する必要がある。

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、**指定（地方）公共機関**、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## 中之条町新型インフルエンザ等対策行動計画等の策定

町は、特措法第8条に基づく中之条町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）策定にあたっては、庁内の関係各課（保健環境課・住民福祉課・総務課）と、四万へき地診療所医師及び六合診療所医師を構成員とする中之条町新型インフルエンザ等対策行動計画等策定委員会（以下「町行動計画等策定委員会」という。）により検討を図るものとする。町行動計画等策定委員会は、別表1の②中之条町新型インフルエンザ等対策行動計画等策定委員会の組織体制表のとおり構成するものとする。

なお、新型インフルエンザさらには新感染症など強い感染力を持った感染症は社会的影響が大きくなる可能性があり、国家的危機としてとらえ、甚大な災害対策同等の体制で取り組むものとする。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、町行動計画の作成から発生時において町健康づくり推進協議会委員及び町内医療機関医師から意見を適宜・適切に聴取するものとする。さらに、策定後も新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や検証を基に計画を見直すとともに、住民意見等の反映についても検討し、安心・安全な対策を提供できるよう、適時・適切に町行動計画の変更を行うものとする。

注）本ページ以下、文中の太文字（除く表題）については用語解説を参照。

# I : 総論

## 1 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

### (1) 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

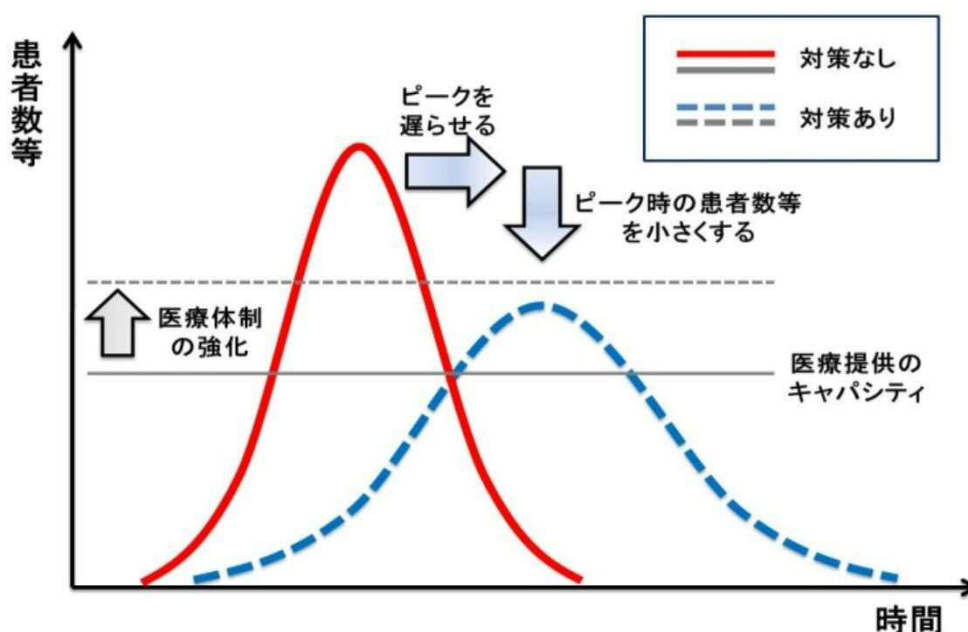
#### 【感染拡大の抑制と住民の生命及び健康の保護】

- ◆感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ◆流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ◆適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 【住民生活及び住民経済への影響の最小化】

- ◆地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ◆事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

#### 〈 対策の効果 概念図 〉



政府計画より

## (2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方及び戦略

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、町においては、国や県の示した基本的対処方針等を原則としたうえで、科学的知見及び他の地方公共団体等の対策も視野に入れながら、町の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、次のとおり新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの各期の状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。

### 【未発生期】

◆発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

町は、町行動計画等の策定や、住民・事業者（以下「住民等」という。）に対する普及啓発活動、発生に備えた準備を行う。

### 【海外発生期】

◆新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。

### 【国内発生早期】

- ◆国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や、**抗インフルエンザウイルス薬**等による治療、感染のおそれがある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ◆国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

### 【国内感染期】

- ◆国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ◆事態によっては、地域の実情等に応じて、県等との協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

### 〈総合的な取り組みと考え方〉

- ◆住民の生命及び、健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑

制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

- ◆医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。また、事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを住民に呼びかけることも必要である。
- ◆新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行う等、自然災害等に対する準備同様に、新型インフルエンザ等に対しても日頃から備え、向き合う姿勢を求める必要がある。
- ◆新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

#### 〈発生状況の段階〉

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策について柔軟に対応する必要があることから、県内の発生段階の移行は、必要に応じて、国と協議のうえで県が判断する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされた場合には対策の内容も変化するということに留意が必要である。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内いずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	群馬県内においては、以下のいずれかの発生段階
	・ 県内未発生期 ⇒ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	・ 県内発生早期 ⇒ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期 〔感染拡大 ～まん延 ～患者の減少〕	国内のいずれかの都道府県で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	群馬県内においては、以下のいずれかの発生段階
	・ 県内未発生期 ⇒ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	・ 県内発生早期 ⇒ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	・ 県内感染期 ⇒ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### (3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等発生に備えまた発生した時には、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策に的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の事項に留意する。

#### 【基本的人権の尊重】

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校や興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### 【危機管理としての特措法の性格】

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### 【関係機関相互の連携協力の確保】

政府対策本部、県対策本部、中之条町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を必要に応じ要請する。

※町対策本部の構成は、別表1の①中之条町新型インフルエンザ等対策本部構成表のとおりとする。

#### 【記録の作成、保存】

町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

## 2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

町行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現したウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るので、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

町行動計画では、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定した推計結果（平成22年国勢調査での全国人口128,057,352人に対する中之条町の人口18,214人



の比率比0.0142%（県人口2,008,068人）を本町に当てはめることで、次のように想定した。

- ◆全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は約1,800人～約3,500人と推計した。（全国では約1,300万人～約2,500万人、県では264千人と推計）
- ◆入院患者数及び死亡者数については町の罹患上限値である約3,500人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、中等度・重度を推計した。
- ◆中等度の場合では、**アジアインフルエンザ**等のデータを参考に致命率0.53%とすると入院患者数は約75人、死亡者数は約25人と推計された。  
（全国では入院患者数約53万人、死亡者数は17万人、県ではそれぞれ約6,700人、1,700人と推計）
- ◆重度の場合では、最も被害の大きかった**スペインかぜ**のデータを参考に致命率2.0%とすると入院患者数は約280人、死亡者数は約90人と推計された。  
（全国では入院患者数約200万人、死亡者数は約64万人、県では死亡者約1万人と推計）
- ◆これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ◆未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象となっている。そのため新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなるが、今までの知見に基づき**飛沫感染・接触感染**対策を基本としつつも、**空気感染**対策も念頭に置く必要がある。

## （2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ◆国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し（免疫を得て）職場に復帰。
- ◆ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 3 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策においては、国、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般の事業者、住民がそれぞれ重要な役割を担っている。

政府行動計画では、次のとおり、それぞれの役割が示されている。

### （1）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施

し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

## （２）地方公共団体（町）の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときには、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。また、県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められる。

町は、住民に最も近い行政単位であることから、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## （３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じ、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## （４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## （５）登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者である特定事業者は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

## （６）一般事業者の役割

一般事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて職場における感染防止策を行うことが求められる。また、住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時

には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

## (7) 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等（以下「咳エチケット等」という。）の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

また、日頃から行政区役員・民生委員・すこやか健康委員などの地域住民に精通する代表には、地域としての準備や発生時の状況把握及び町対策本部との連携等、災害対策同様の意識を持って協力し合える体制づくりの推進を図る。

# 4 行動計画の主要6項目

## (1) 対策を実施するための体制

新型インフルエンザ等の発生は生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として体制を整備し取り組む必要がある。

町は、新型インフルエンザ等が発生する前は、中之条町新型インフルエンザ等対策行動計画等策定委員会を中之条町新型インフルエンザ等対策委員会（以下「町対策委員会」という。）とし、町対策委員会は、必要に応じ町行動計画の改定と見直しを図るとともに、発生に備えた準備対策についての確認と、関係各課の共通認識の推進を図る。

また、「中之条町業務継続マニュアル」（以下「町業務マニュアル」という。）を整備し、新型インフルエンザ等の発生時において重要業務を継続する体制を整える。さらに新型インフルエンザ等が国内で発生し、特措法に基づく緊急事態宣言を政府が行った場合、町対策本部を設置し速やかに対応を図る。

上記の町対策委員会、町対策本部の組織体制は、別表1の新型インフルエンザ等対策の組織体制表に掲載するとおりとする。

## (2) 情報収集と情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、検疫、医療等の各分野における施策の実施に当たって、住民一人一人が、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき適切に行動することで、はじめてまん延の防止が可能となる。

町は、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。したがって、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、国、県や関係機関等とメールや電話等を活用して、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用し、双方向性のリアルタイムな情報の提供・交換・共有等を行う。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県等が発信する情報を速やかに入手し、発生前同様の手段を活用し、正確かつ理解しやすい内容で住民等への迅速な情報提供に努める。また、県内の発生状況や県内で今後実施される対策に係る情報、県内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

情報は、個人のプライバシーや人権に配慮し提供する。なお、コミュニケーションに障害のある方（視覚障害者、聴覚障害者等）や外国人など、受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

### （３）まん延の防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策をとることは、流行のピークを遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながり、かつ、ピーク時の受診患者数等の減少や、入院患者数を最小限にとどめるなど、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するために重要な措置となる。

なお、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生的観点から実施するまん延防止対策は特に重要な施策である。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

地域対策及び職場対策は、国内発生早期から、職場における感染対策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施することとなる。

また、緊急事態宣言がされている場合は、各期において施設の使用制限等の要請等を行うこととなる。

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の**濃厚接触者**に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等、感染症法に基づく措置を行うとともに、咳エチケット等の励行や、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等発生状況を踏まえ、必要に応じ不要不急の外出の自粛要請等を行う。

### （４）予防接種の実施

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。

なお、感染症発生状況によるが、既存の備蓄ワクチン等が有効な場合は、円滑なワクチン供給を図るよう国等へ求めるものとする。ただし、新たな感染症が発生した場合は、そのワクチンを開発することが困難であることを想定しておかなければならない。

#### ① 特定接種

特定接種とは、特措法第２８条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいい、予防接種法第６条第１項による予防接種とみなし、同法（第２２条及び第２３条を除く。）

の規定を適用し実施する。なお、特定接種は、基本的に住民接種よりも先に開始されるものである。

### 【特定接種の対象】

- A 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- B 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- C 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### 【特定接種の接種順位】

- 1 医療関係者
- 2 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 3 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- 4 それ以外の事業者

（別表2 政府行動計画における特定接種の考え方及び接種対象業種と接種順位表参照）

- ◆なお、特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員の接種順位について、国は上記のとおり示しているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る**基本的対処方針等諮問委員会**の意見を聴き、更にその際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、**基本的対処方針**により、接種の総枠、対象、接種順位、その他の関連事項は決定されることとなる。
- ◆特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。
- ◆登録事業者の登録の基となる業務に直接従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員は、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員は、当該地方公務員の所属する県又は市町村が実施主体となる。接種は、原則として集団接種により実施する。
- ◆町は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築し、国が示す特定接種の具体的運用のもと、新型インフルエンザ等対策を実施する職員に対し、本人の同意を得て接種を行う。

## ② 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種は、町による集団的接種を基本とする。ただし、妊婦や在宅医療の対象者については個別に接種を行う。なお、接種が円滑に行えるよう、吾妻郡医師会と調整し接種体制の構築を図るものとする。

### 【住民に対する予防接種の概要】

新型インフルエンザ等緊急事態においては、新型インフルエンザ等が住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、住民の生活及び経済の安定が損なわれることのないようにするため、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの住民に接種する。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

◆住民接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

A 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・基礎疾患を有する者

（基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年（2009年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。）

・妊婦

B 小児（1歳未満児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

C 成人・若年者

D 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

◆接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があるが、緊急事態宣言がなされた場合、住民の生活及び経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、住民の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした基本的な考え方を踏まえ政府対策本部が決定する。

#### 【予防接種による健康被害】

住民が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、被害に対する給付を行う（予防接種法第15条第1項）。

なお、特定接種の場合はその実施主体が給付を行い、住民接種の場合は町が給付を行う。

## （5）医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的にまん延し住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで不可欠な要素である。

また、健康被害を最小限にとどめることは住民の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながるため、国及び県・郡医師会に協力し、連携を図りながら地域医療体制の整備に努める。

## （6）住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの住民が罹患し、各地域での流行が8週間程度続くといわれている。また、本人や家族の罹患等により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある。

新型インフルエンザ等発生時に、住民の生活と経済への影響を最小限とできるよう各行政機関や各医療機関、各事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

町は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行



により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める必要がある。







新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合は、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、国内で発生した場合は、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。このため、個人・家庭における対策として最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨されるとともに消費者としての適切な行動をとることが求められる。

埋葬及び火葬等について、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

感染症法第30条第3項においては、墓地、埋葬等に関する法律第3条に規定する24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

このことから、町は火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。

### 〈 咳エチケット 〉

マスクを着用する	
 <p><b>マスクをする</b></p>	<p>くしゃみや咳が出ている間はマスクを着用し、使用後のマスクは放置せず、ごみ箱に捨てましょう。 マスクを着用していても、鼻の部分に隙間があったり、あごの部分が出たりしていると、効果がありません。鼻と口の両方を確実に覆い、正しい方法で着用しましょう。</p>
<p>&lt;正しいマスクの着用&gt;</p>  <p>鼻と口の両方も確実に覆う → ゴムひもを耳にかける → 隙間がないよう鼻まで覆う</p>	
<p><b>口と鼻を覆う</b></p>  <p>ティッシュなどで口と鼻を覆う</p>	<p>周囲にかからないよう顔をそらせ、ティッシュなどで口と鼻を覆う</p>
<p><b>鼻を付いたティッシュはすぐにゴミ箱に</b></p> 	<p>口と鼻を覆ったティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。</p>
<p><b>周囲の人から顔をそらす</b></p> 	<p>くしゃみや咳の飛沫は、1～2メートル飛ぶと言われています。</p>
<p><b>石けんぞ手も洗う</b></p> 	<p>くしゃみや咳などを押さえた手から、ドアノブなど周囲のものにウイルスを付着させたりしないために、インフルエンザに感染した人もこまめな手洗いを心がけましょう。</p>

## Ⅱ：各論

### 1 対策を実施するための体制

#### (1) 未発生期

未発生期から新型インフルエンザ等に対応するため、発生に備え体制整備を行う。

町は、町行動計画、業務継続マニュアル及び予防接種計画を町行動計画策定委員会で策定し、策定後は

町は、別表1の②の町対策委員会を設置し対策を図るものとする。

#### (2) 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された際、政府対策本部や県対策本部の立ち上げが行われる。

町は、速やかに情報収集を行い、町対策委員会により今後の対策・措置や具体的な取り組みを準備する。

#### (3) 国内発生期早期（県内未発生期）

国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言をした場合は、特措法第34条と中之条町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、町長を本部長とする町対策本部を中之条町役場に設置する。

町対策本部組織は、別表1の①中之条町新型インフルエンザ等対策本部構成表のとおり構成する。

なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても発生状況等によっては任意に対策本部を設置することも可能とする。

#### (4) 県内発生早期～県内感染期

県内・町内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県からの情報の収集・共有を図るとともに、速やかに町対策本部による会議を開催し、必要な対策・措置や具体的な取組を準備・実施する。

町対策本部は県現地対策本部と連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を進める。

※緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合は、引き続き町対策本部を設置し、必要に応じ以下の対策を行う。

町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

#### (5) 小康期

緊急事態解除宣言がされたときは町対策本部を解散し、必要な場合町対策委員会により対応する。

### 2 情報収集と情報提供

#### (1) 未発生期

##### ①情報収集・提供

国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、必要に応じ、住民等に提供する。



町の広報誌等に新型インフルエンザ等に関する予防的対策や行動計画などの情報を掲載する。

保育所・幼稚園・こども園・学校等（以下「学校等」という。）では、集団感染が発生し地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平時より教育委員会等関係機関と連携し、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について丁寧な指導を図る。

## ②体制整備等

住民等への情報提供に際し、情報提供の方法・媒体・内容について情報が届きにくい人にも配慮した方法をあらかじめ検討し、情報提供の体制整備を検討する。

## （２）海外発生期

### ①情報収集・提供

国・県等の新型インフルエンザ等に係る情報や基本的方針を収集し、必要に応じ、住民等に提供する。

### ②体制整備等

新型インフルエンザ等疾患に関する相談のみならず、生活相談や国・県・町が行う対応策についての問い合わせに対応する電話相談を行うとともに、県の要請に応じコールセンターの設置を準備する。

また、インターネット等を活用し、双方向性のリアルタイムな情報の提供・交換・共有等を行う体制の整備を図るとともに、正確かつ理解しやすい情報伝達を行う。

## （３）国内発生早期（県内未発生期）～県内感染期

### ①情報収集・提供

国及び県を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び町の対策内容・状況を正確かつ理解しやすい内容で住民等に周知するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。

また、家庭での感染予防策、拡大防止策の一層の徹底を要請するとともに、学校等の臨時休業時の対応等について周知徹底を図る。

### ②体制整備等

コールセンターを設置し、発生段階に応じコールセンターでの電話相談の対応時間を拡大するなど、新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る。

また、インターネット等による、双方向性のリアルタイムな情報の提供・交換・共有等を行う体制の活用を図る。

## （４）小康期

住民等に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。

また、県の要請に応じてコールセンターの体制を縮小する。

### 3 まん延の防止に関する措置

#### (1) 未発生期

町は、咳エチケット等の励行や、人混みを避ける等の基本的感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者電話相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケット等を行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県との連携の下、住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

#### (2) 海外発生期

町は、住民、事業所、福祉施設等に対し、咳エチケット等の励行や、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。学校等においては、通常の段階から児童・生徒、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。また、県内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認する。

なお、感染疑義の者については、未発生期同様の対策を取るよう推進を図る。

#### (3) 国内発生早期（県内未発生期）

引き続き住民等に感染予防策、拡大防止策を徹底するよう周知する。

学校等においては、通常の段階から児童・生徒、職員の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努めるとともに、早期予防対策として、校外授業や部活動等を臨機に中止することができるよう、関係機関と調整し対策の整備を図る。

#### (4) 県内発生早期

県内発生早期においては、患者数が少ない段階で感染拡大を抑制し、その後の患者数増加のタイミングを遅らせ、流行のピークの到来を遅延させるため、国と県と連携する。

住民等に対して咳エチケット等の励行や、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

学校等においては、発生の拡大を防ぐため、規定の休校措置にとらわれず臨機に休校できるよう、関係機関と調整し対策の整備を図る。

※緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合においては、状況に応じ、住民・事業者等への外出の自粛要請、学校等および公共施設等施設の使用制限、事業所等の職場等における感染対策の周知徹底を図るとともに、住民生活及び地域経済の安定確保のため、国と県に協力する。

#### (5) 県内感染期

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となった場合には、重症者・死亡者数の増加が見込まれるため、県内感染期においても県内発生早期に実施したまん延拡大対策を講じる。

患者対策として罹患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

## (6) 小康期

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める。

# 4 予防接種の実施

## (1) 未発生期

町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項（新臨時接種）に基づき、全住民が速やかに接種することができる住民接種体制の構築を進める。その体制は、国が定める「予防接種に関するガイドライン」等に基づき、中之条町新型インフルエンザワクチン等接種計画（以下「町接種計画」という。）として定める。

また、住民に新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの接種に関する情報について提供し、住民の理解促進を図るものとする。

### ① 特定接種

※特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による臨時の予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。

※特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等については、町が実施主体として接種を実施する。

※町は登録事業者の登録についての周知と申請受け等について、国と県に協力をする。

### ② 住民接種

※住民接種は、全町民（外国人を含む）を対象とする。

※町が接種を実施する対象者は、町内に居住する者を原則とする。

※町内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等に対しても、接種を可能にする措置を図るものとする。

※住民接種は、原則として集団的接種により町が実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

※町接種計画には、県、郡医師会、関係事業者と連携し、医療従事者の確保、接種会場の確保、接種の開始日、接種会場等を通知する方法、住民からの予約を受け付ける方法等や、ワクチン需要量等、住民接種の手順を計画しておく。

※円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、当町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

## (2) 海外発生期

町接種計画に基づき、接種体制の構築、接種に要する器具の準備、接種場所及び医療従事者の確保を行い、住民が速やかに接種ができるよう郡医師会と調整し準備を進める。

### ① 特定接種

※国・県と連携し基本的対処方針を踏まえ登録事業者に対する特定接種の実施に協力するとともに、地方公務員の対象者に対して、集団的接種により行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行う。

## ②住民接種

※国及び県が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国及び県と連携して、速やかに集団接種を行うための接種体制構築の準備を行う。

## (3) 国内発生早期（県内未発生期）

町は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、郡医師会等関係者の協力を得て、新臨時接種について、国が決定した接種順位に基づき住民接種を開始する。

※緊急事態宣言がなされている場合

緊急事態宣言がなされている場合は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。接種に当たっては、町接種計画に基づき国及び県と連携して保健センター・学校等公的施設を活用し、原則として集団接種により行う。

町は、国や県の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。

## (4) 県内発生早期～県内感染期

町は、国内発生早期（県内未発生期）の対策を継続し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

※緊急事態宣言がなされている場合

緊急事態宣言がなされている場合は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 小康期

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

※緊急事態宣言がなされている場合

緊急事態宣言がなされている場合には、必要に国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

# 5 医療

## (1) 未発生期

町は、国・県・医療機関等と連携し相互に医療従事者等に対し県内発生を想定した研修や訓練を行う。

## (2) 海外発生期

町は、必要に応じて収集した情報を医療機関へ迅速に提供する。

## (3) 国内発生早期（県内未発生期）～県内感染期

町は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を郡医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間をとりまとめるなどして住民への周知を図る。

特に、町内医療機関とは連絡を密にとり、各地域・学校等・事業所等の発症状況や各医療機関の受け入れ状況等の情報の提供と共有により、相互協力と連携に基づく町独自対策の実施など臨機な対応を図る。

※緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合の措置として、区域内の医療機関が不足した場合や医療機関における定員超過入院等のほか、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが、在宅療養が困難であり入院診療を受ける必要のある患者に対する医療の提供を行うとともに、県が行う臨時の医療施設の設置等に協力する等、国及び県と連携し、医療を提供する。医療機関は、一般通院患者と感染者の診療時間の分離設定や、ファクスや電話などによる薬剤処方や、代理者による薬剤受け取りなど、可能な範囲で感染の拡大防止対策に努めるものとする。

また、患者数の増加や予防接種の実施により、医師が死亡診断を通常どおり行うことが困難な場合には、郡医師会と連携調整の上、適時に診断できる体制を整備するとともに、住民等への周知徹底を図る。

## (4) 小康期

町は、流行の第2波に備え、国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、連携と協力を継続していく。

# 6 住民の生活及び地域経済の安定の確保

## 6-1 業務継続

### (1) 未発生期

発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について等町の業務継続のため町業務マニュアルを策定する。

### (2) 海外発生期

町は県内発生時に備え業務継続のための準備を開始する。

### (3) 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

町は必要に応じ町業務マニュアルに基づく対応をとる。

※緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合の措置として、国や県と連携し、食料品・生活必需品等の買い占め及び売り惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給できるように必要な措置を講ずる。

### (4) 県内感染期

町は、引き続き必要に応じ町業務マニュアルに基づく対応をとるとともに、緊急事態宣言が発令されて

いる場合は前項同様の措置を講ずるものとする。

ただし、町サービス提供水準の低下が想定されることから、住民等の許容について呼びかけを図るとともに、サービスの安定対策に努めるものとする。

## (5) 小康期

町は引き続き、必要に応じ町業務マニュアルに基づく対応をとる。

# 6-2 要援護者への生活支援等

## (1) 未発生期

地域に必要な物資の量、生産・物流の体制等を踏まえ、物資・資材を備蓄するとともに、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行う。

町は、区長、民生委員等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握を行い、生活支援・搬送・死亡時の対応について検討し整備する。

また、町が、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

新型インフルエンザ等発生時の要援護者は、災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定める。対象者は支援がなければ町等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応等が困難であり、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者等とし、同居者がいる場合や家族が近くにいる場合、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外となる。

## (2) 海外発生期

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

要援護者等への対策準備を進める。

## (3) 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、町は国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

また、住民等からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。

## (4) 県内感染期

高齢者世帯、障害者世帯等（新型インフルエンザの流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯）への生活支援（安否確認、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を必要に応じて行う。

町は、県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、新型イ



ンフルエンザ等に罹患し在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

また、支援を必要とする住民等に対して食料品・生活必需品等の町の備蓄品の配布等を必要に応じて実施する。

※緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合、町は、国や県から在宅の高齢者、障害者等の要援護者、在宅で療養する患者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等の要請を受け、対応を行う。

## （５）小康期

町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行うとともに、相談窓口の充実も図る。

## 6－3 埋火葬の円滑な実施

### （１）未発生期

町は、国及び県及び吾妻広域町村圏振興整備組合（以下「広域圏」という。）と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

### （２）海外発生期

町は、県からの要請により、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。

また、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

### （３）国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

また、県及び広域圏と連携し、確保した必要物品（手袋・不織布性マスク・非透過性納体袋等）が遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

### （４）県内感染期

県及び広域圏と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに職員体制の整備や物資の配備に努めるものとする。

県及び広域圏と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速

やかに収集し、管内の火葬場で火葬を行うことが困難と判断されるときは、県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。

※緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合、国から県を通じて可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。

死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、町は県の協力を得て遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものとする。

また、火葬までに長期間を要し衛生上必要と認められる時は、消毒など適切な処置を行った上、墓地または公共用地等を公営墓地とし、一時的に埋葬することも考慮する。

また、患者数の増加や予防接種の実施により、医師が死亡診断を通常どおり行うことが困難な場合には、郡医師会と連携調整の上、適時に診断できる体制を整備するとともに、住民等への周知徹底を図る。

## (5) 小康期

随時不要となった対策を終了する。



## 用語解説

### ◇ アジアインフルエンザ

1957年4月に香港から流行が始まり、東南アジアなどを経て全世界で流行したインフルエンザ。日本でも約300万人が罹患し、約5700人が死亡した。

### ◇ インフルエンザウイルス

インフルエンザのウイルスは、大きく分けてA型・B型・C型に分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらにウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1・A/H3N2というのはこれらの亜型を指している）

### ◇ 基本的対処方針

特措法第18条第1項に基づき、政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定める。基本的対処方針においては、①新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、②当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、③新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定める。

### ◇ 基本的対処方針等諮問委員会

基本的対処方針等諮問委員会は、基本的対処方針に関する意見（特措法第18条第4項）のほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見を、内閣総理大臣又は新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとし、諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め10人以内にとされている。

### ◇ 緊急事態宣言

政府対策本部長は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるもの「新型インフルエンザ等が国内で発生し、当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認めるときは、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行うものとされている。

### ◇ 空気感染

飛沫核感染のこと。感染した人が咳やくしゃみをすることで飛び散る、ウイルスを含む飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（飛沫核、5ミクロン以下）となって、空気中を漂い離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策として特殊な換気システム（陰圧室等）やフィルターが必要になる。

### ◇ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特定のたんぱく質を識別し、阻害することによってインフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬のひとつであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ◇ 抗原性

免疫反応で抗体を作り出す原因となる物質が、その抗体とだけ結合して反応する性質。

### ◇ SARS (severe acute respiratory syndrome)

重症急性呼吸器症候群。SARSコロナウイルスによる新しい感染症。感染症予防法の二類感染症。

主に飛沫感し、高熱を発生し咳や息切れなどの呼吸症状が出る。潜伏期間は2～7日。2002年11月中旬で発生した例が最初とされる。

◇ 指定（地方）公共機関

指定公共機関は、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものであり、指定地方公共機関は、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

◇ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

◇ スペインかぜ（スペインインフルエンザ）

1918年（大正7年）から20年にかけて、猛威を振った新型インフルエンザ（H1N1型）。アメリカから流行が始まり、第1次世界大戦中のヨーロッパなど、ほぼ全世界で大流行した。死亡率が高く、4000万～5000万人が死亡したといわれる。（死者数は諸説あり）日本でも、1918年秋から本格的に流行し始め、国民の4割の2300万人が感染し、39万人が死亡したとされる。

◇ 接触感染

感染した人の皮膚や粘膜に触れて感染する直接感染と病原体の付着したタオル・容器・手すり等の物品に触れて感染する間接感染に大別される。

◇ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば患者と同居する家族等が想定される。

◇ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

◇ 飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをすることで飛び散るウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）を健康な人が鼻や口から吸いこみ、粘膜に接触することによって感染する経路を指す。通常は1～2メートル以内の至近距離で感染する。

◇ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性・増殖性、宿主防衛機能の抑制能などを総合した表現。

別表 1：新型インフルエンザ等対策の組織体制表

①中之条町新型インフルエンザ等対策本部構成表

本（副）部長	本部長 町長	副本部長 副町長 教育長 消防団長	本部員	活動班	対策行動・事務分掌
<b>所管事項</b> ①国県等との連携 ②体制連携・整備 ③情報収集・提供 ④まん延防止措置 ⑤予防接種の実施 ⑥医療の確保 ⑦生活・経済の安定 ⑧福祉対象者等支援 ⑨業務継続対策 ⑩その他必要な事項			保健環境課長	健康係・環境衛生係 四万へき地診療所 六合診療所	対策本部事務局 対策本部総務全般・医務全般
			住民福祉課長	福祉係	障害者・福祉対象世帯対策等（要援護者支援）
				介護保険係・包括支援センター	高齢者対策等（要援護者支援）
				保険年金係	医療機関関係等
				住民戸籍係	住民関係業務運営の維持・住民対応・埋火葬関係等
				少子化子育て対策係	幼稚園・保育所関係等
			総務課長	地域安全係・調査指導係・管財係	危機管理全般 消防・災害・選挙・安全対策事務等
				法制係・財政係・秘書係・行政係	職員管理・関係施設・行政区関係・対外事務全般
			税務課長	資産税土地係・資産税家屋係・収納係	対策行動への実施協力・窓口申請証明業務
				町民税係・諸税係・保険税係	対策行動への実施協力・窓口申請証明業務
			こども未来課長	総務・施設係	学校教育関係等
				学校教育係	学校教育・幼稚園・保育所関係等
			生涯学習課長	社会教育係・社会体育係	各種事業・各種団体・公的施設利用関係等
				中央公民館	各種事業・施設利用関係等
				歴史と民俗の博物館・文化会館	各種事業・施設利用関係等
			観光商工課長	商工係・観光係	観光地・商工業者・霊山たけやま関係
			農林課長	有害鳥獣対策係・林業係	対策行動への実施協力・有害鳥獣関係等
				農業係・農地係	対策行動への実施協力・家畜防疫・家禽・野鳥関係等
				土地改良係・国土調査係	対策行動への実施協力・有害鳥獣・家畜防疫・家禽・野鳥関係等
			上下水道課長	経理係・総務係	情報収集・施設運営等全般
	水道整備係・給配水係	上水道等施設維持管理関係等			
	下水道係	下水道等施設維持管理関係等			
企画政策課長	企画調整係・企画振興係・企画推進係	業務運営の維持・情報伝達・対策行動への実施協力			
建設課長	管理係	道路公共物等の管理維持・対策行動への実施協力			
	工務検査係・都市計画住宅係	道路公共物等の管理維持・対策行動への実施協力			
会計課長	会計管理係・総務管理係	業務運営の維持			
議会議務局長	議会議務局	議会運営対策等			
六合支所長	六合振興課	六合地区の情報とりまとめ・本庁との連絡調整等			
教習所所長	教習所	教習所運営及び教習生対応			

②中之条町新型コロナウイルス等対策行動計画等策定委員会  
中之条町新型コロナウイルス等対策委員会

構成員		所管事項
委員長	保健環境課長	委員会事務局：保健環境課 中之条町新型コロナウイルス等対策行動計画等策定委員会は、計画策定後中之条町新型コロナウイルス等対策委員会に移行し、町対策本部設置前後の対策を所管する。 ①中之条町新型コロナウイルス等対策行動計画の策定 ②中之条町業務継続マニュアルの策定 ③中之条町新型コロナウイルスワクチン等接種計画の策定 ④町内発生に備えた総合的な対策に関すること ⑤情報収集に関すること ⑥関係機関等との連絡調整に関すること ⑦その他新型コロナウイルス等対策に関すること
副委員長	住民福祉課長	
	総務課長	
委員	総務課	
	地域安全係長	
	行政係長	
	保健環境課	
	健康係長	
	四万へき地診療所長	
	六合診療所長	
	住民福祉課	
	福祉係長	
	介護保険係長	
包括支援係長		
保険年金係長		
住民戸籍係長		
少子化子育て対策係長		
意見聴取機関	中之条町健康づくり推進協議会	
	吾妻郡医師会（中之条町内医療機関）	

別表2 政府行動計画における特定接種の考え方及び接種対象業種と接種順位

政府行動計画における特定接種の接種対象業種と接種順位			
類 型		事 業 の 種 類	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療の提供を行う、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション (町関係者：町診療所等職員)	グループ ①
	重大・緊急医療型	重大緊急医療として生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供を行う、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、公立病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、大学附属病院、救命救急センター、災害拠点病院、地域医療支援病院、入院を要する救急医療機関等	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		基準1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 (町関係者：町対策本部員・町対策本部事務局員・保健センター職員(町保健師) 地方議会議員・地方議会関係職員・火葬業務従事職員)	グループ ②
		基準2：国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者 (町関係者：消防職員・消防団員)	グループ ③
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	

(注) ※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。  
 ※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。  
 ※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする

別表 1：新型インフルエンザ等対策の組織体制表

①中之条町新型インフルエンザ等対策本部構成表

本（副）部長	本部長 町長	副本部長 副町長 教育長 消防団長	本部員	活動班	対策行動・事務分掌
<b>所管事項</b> ①国県等との連携 ②体制連携・整備 ③情報収集・提供 ④まん延防止措置 ⑤予防接種の実施 ⑥医療の確保 ⑦生活・経済の安定 ⑧福祉対象者等支援 ⑨業務継続対策 ⑩その他必要な事項			保健環境課長	健康係・環境衛生係 四万へき地診療所 六合診療所	対策本部事務局 対策本部総務全般・医務全般
			住民福祉課長	福祉係	障害者・福祉対象世帯対策等（要援護者支援）
				介護保険係・包括支援センター	高齢者対策等（要援護者支援）
				保険年金係	医療機関関係等
				住民戸籍係	住民関係業務運営の維持・住民対応・埋火葬関係等
				少子化子育て対策係	幼稚園・保育所関係等
			総務課長	地域安全係・調査指導係・管財係	危機管理全般 消防・災害・選挙・安全対策事務等
				法制係・財政係・秘書係・行政係	職員管理・関係施設・行政区関係・対外事務全般
			税務課長	資産税土地係・資産税家屋係・収納係	対策行動への実施協力・窓口申請証明業務
				町民税係・諸税係・保険税係	対策行動への実施協力・窓口申請証明業務
こども未来課長	総務・施設係	学校教育関係等			
	学校教育係	学校教育・幼稚園・保育所関係等			
生涯学習課長	社会教育係・社会体育係	各種事業・各種団体・公的施設利用関係等			
	中央公民館	各種事業・施設利用関係等			
	歴史と民俗の博物館・文化会館	各種事業・施設利用関係等			
観光商工課長	商工係・観光係	観光地・商工業者・霊山たけやま関係			
農林課長	有害鳥獣対策係・林業係	対策行動への実施協力・有害鳥獣関係等			
	農業係・農地係	対策行動への実施協力・家畜防疫・家禽・野鳥関係等			
	土地改良係・国土調査係	対策行動への実施協力・有害鳥獣・家畜防疫・家禽・野鳥関係等			
上下水道課長	経理係・総務係	情報収集・施設運営等全般			
	水道整備係・給配水係	上水道等施設維持管理関係等			
	下水道係	下水道等施設維持管理関係等			
企画政策課長	企画調整係・企画振興係・企画推進係	業務運営の維持・情報伝達・対策行動への実施協力			
建設課長	管理係	道路公共物等の管理維持・対策行動への実施協力			
	工務検査係・都市計画住宅係	道路公共物等の管理維持・対策行動への実施協力			
会計課長	会計管理係・総務管理係	業務運営の維持			
議会議務局長	議会議務局	議会運営対策等			
六合支所長	六合振興課	六合地区の情報とりまとめ・本庁との連絡調整等			
教習所所長	教習所	教習所運営及び教習生対応			

②中之条町新型コロナウイルス等対策行動計画等策定委員会  
中之条町新型コロナウイルス等対策委員会

構成員		所管事項
委員長	保健環境課長	委員会事務局：保健環境課 中之条町新型コロナウイルス等対策行動計画等策定委員会は、計画策定後中之条町新型コロナウイルス等対策委員会に移行し、町対策本部設置前後の対策を所管する。 ①中之条町新型コロナウイルス等対策行動計画の策定 ②中之条町業務継続マニュアルの策定 ③中之条町新型コロナウイルスワクチン等接種計画の策定 ④町内発生に備えた総合的な対策に関すること ⑤情報収集に関すること ⑥関係機関等との連絡調整に関すること ⑦その他新型コロナウイルス等対策に関すること
副委員長	住民福祉課長	
	総務課長	
委員	総務課	
	地域安全係長	
	行政係長	
	保健環境課	
	健康係長	
	四万へき地診療所長	
	六合診療所長	
	住民福祉課	
	福祉係長	
介護保険係長		
包括支援係長		
保険年金係長		
住民戸籍係長		
少子化子育て対策係長		
意見聴取機関	中之条町健康づくり推進協議会	
	吾妻郡医師会（中之条町内医療機関）	